

令和8年 No.46

○東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

授業料免除に該当する学生について、教職特待生の新規採用が停止されたため削除し、新たに特別研究事業に採用された学生を追加するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第13号

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：授業料免除に該当する学生について、教職特待生の新規採用が停止されたため削除し、新たに特別研究事業に採用された学生を追加するため、
所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3) <u>独立行政法人日本学術振興会による特別研究員事業</u>に採用された場合 (4)～(8) 〔省略〕 2～4 〔省略〕 〔省略〕 (申請及び申請に係る徴収猶予) 第6条 第3条第1項第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。 2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料の徴収を猶予する。 3 第3条第1項第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、<u>授業料免除願（様式第1号）を指定された期日までに学長に提出しなければならない</u> 4 〔省略〕 〔省略〕 (許可) 第7条 第3条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による授業料の免除は、	〔省略〕 (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3) <u>教職特待生</u>に採用された場合 (4)～(8) 〔省略〕 2～4 〔省略〕 〔省略〕 (申請及び申請に係る徴収猶予) 第6条 第3条第1項第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。 2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料の徴収を猶予する。 3 第3条第1項第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生<u>の申請手続きは、別に定める。</u> 4 〔省略〕 〔省略〕 (許可) 第7条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大

学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあつては学生委員会，大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て，学長が許可する。 2 前項の選考は，学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。 <u>3</u> 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除は，当該授業料の免除を申請した者が給付奨学生として認定されたことの確認により，学長が許可する。 〔省略〕 （許可の取消） 第9条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は免除の許可を取消すものとする。 (1) 免除の理由が消滅したと認められるとき。 (2) 申請書に虚偽の事実があることが判明したとき。 <u>2</u> 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき，申請に虚偽の事実があることが判明したとき又は許可された期間内に学則第30条の規定による懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けたときは，学長は，免除の許可を取り消すものとする。 <u>3</u> 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき，許可された期間内に学則第30条の規定による懲戒としての停学（3か月未満のもの）又は戒告を受けたときは，学長は，免除の許可の効力を一定期間停止するものとする。 <u>4</u> 第1項，<u>第2項</u>及び<u>前項</u>の規定により免除の許可を取り消された場合は，次の各号に規定する授業料を，指定された期限までに納付しなければならない。 (1) 第1項第1号の規定による場合 当該免除の理由が消滅した日の属する月からその期の末月までの月割計算により算定した授業料の額 (2) 第1項第2号の規定による場合 免除を受けた授業料の当該期分全額 (3) <u>第2項</u>の規定による場合 免除を受けた当該学年4月以降の授業料全額 (4) <u>前項</u>の規定による場合 月割計算による当該停止期間中の授業料 〔省略〕	学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあつては学生委員会，大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て，学長が許可する。 2 前項の選考は，学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によって行うものとする。 <u>3</u> 第3条第1項第3号の規定による授業料の免除の許可については，別に定める。 <u>4</u> 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除は，当該授業料の免除を申請した者が給付奨学生として認定されたことの確認により，学長が許可する。 〔省略〕 （許可の取消） 第9条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は免除の許可を取消すものとする。 (1) 免除の理由が消滅したと認められるとき。 (2) 申請書に虚偽の事実があることが判明したとき。 <u>2</u> 第3条第1項第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては，別に定める。 <u>3</u> 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき，申請に虚偽の事実があることが判明したとき又は許可された期間内に学則第30条の規定による懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けたときは，学長は，免除の許可を取り消すものとする。 <u>4</u> 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき，許可された期間内に学則第30条の規定による懲戒としての停学（3か月未満のもの）又は戒告を受けたときは，学長は，免除の許可の効力を一定期間停止するものとする。 <u>5</u> 第1項，<u>第3項</u>及び<u>第4項</u>の規定により免除の許可を取り消された場合は，次の各号に規定する授業料を，指定された期限までに納付しなければならない。 (1) 第1項第1号の規定による場合 当該免除の理由が消滅した日の属する月からその期の末月までの月割計算により算定した授業料の額 (2) 第1項第2号の規定による場合 免除を受けた授業料の当該期分全額 (3) <u>第3項</u>の規定による場合 免除を受けた当該学年4月以降の授業料全額 (4) <u>第4項</u>の規定による場合 月割計算による当該停止期間中の授業料 〔省略〕
---	---

附 則

この規程は、令和8年3月26日から施行し、令和8年度授業料等免除申請者から適用する。